

宮本みち子著「若者が無縁化する－仕事・福祉・コミュニティでつなぐ」

(ちくま新書 2012年)

日本において豊かな社会における若者像が広がっていた2002年、著者は『若者が《社会的弱者》に転落する』(洋泉社)により、西欧社会にみられた若者の失業問題が日本にも発生することへの警鐘を鳴らした。その後、若者をめぐる生活や雇用環境は激変する。

著者によれば、この間、経済のグローバル競争の激化やIT化の急速な進展により「日本型雇用システムが崩壊」し、労働市場が選別化を伴い流動的となる一方、社会的な資源が不足している日本において若者の自立を見守り、物心共に見守る役割を果たしていた家族機能が急速に低下したという。このような日本の現状では、貧しい家庭に育った子ども・若者は、不安定就労から脱出するだけの教育水準や職業能力の未形成、文化的資源の乏しさなどにより、競争社会のなかで敗者の地位に追いやられ、就労により生活を維持するといった「当たり前」の生活ができない「相対的貧困」に陥っているという。このような困難を抱えた若者の就労／不就労の実態からは、「選択をしたのではない非就業者」・「非正規雇用」・「失業」・「ニート」といった区分は不分明であり、若者の意欲の喚起や職業能力の充実による対応では限界があり、雇用政策としては家族支援や福祉、医療を含めた包括的な支援が必要という(「第I部 追いやられる若者たち」)。

このような日本の若者の劣化した雇用状況に対し、“デーセントワーク”理念の実現が提唱される。若者の自立に向けた施策としては、「若年層の雇用問題の発生が20年近く早かった欧州」を参考例として、高い雇用の流動性を維持すると同時に手厚い失業給付や充実した職業訓練や職業紹介などにより雇用機会を拡大する「フレクスキュリティ」をはじめ、「ワークシェアリングとパート労働の均等待遇」、学校と職業の「デュアルシステム」、半就労と半福祉の「中間的就労」、「社会的企業」、「ベーシックインカム」などが紹介され、近年の施策が「『自立＝就労』といった考えから脱却し、様々な自立のイメージの広がり」に向っているという。一方、日本における自治体やNPOなどで実施されている若者支援の取り組み事例が報告され、その課題として、多くの施策が法的根拠のない単年度事業として展開され施策の継続性に欠けること、就労に困難を抱えている若者を相談支援や職業訓練プログラムを経て求職活動に向かわせる施策の不在などが指摘されている(「第II部 若者と労働を問いなおす」)。

これらの日本の現状を踏まえて、困難を抱える若者を社会から排除せずに包摂する上では、市民相互の助け合いによるコミュニティづくりと公的責任において、若者の自立を保障する社会システムの構築の必要性が提起される(「第III部 解決への道」)。

本書は、日本における若者の生きにくさと困難を抱えた若者への支援を考える上からの視点を示し、「欧州の経験」と対比することにより、問題解決策の方向性のズレと位置が示される。例えば、欧州と対比し「遅れた」日本では、「正規雇用層の保護規制緩和による雇用流動化」を通じた非正規労働者の雇用保護と社会保障の充実が、「人生後半期中心の社会保障の見直し」による「人生前半期の社会保障の強化」が、それぞれ指し示めされる。

若者の自立に向けた施策の展開にはあたっては、以下の2点に留意する必要があることを示唆してくれる。第1は、各国の雇用政策や社会保障は、その制度の基盤である各国の労働市場のあり方ばかりでなく、歴史的、文化的、社会統合のあり方やそれらに基づく国民の考え方と無縁ではないはずだ。日本への「適用」に際しては、施策の継続の確保は必須であり、その点からも、施策の丁寧な検討、類似施策間の調整、費用対効果に対する厳しい検証が求められるよう。第2は、若者の自立対策に向けた施策の展開には、膨大な予算が必要であるばかりでなく、限られた財源からは、社会全体のヒト・モノ・カネの全面的な編成替えが避けられない。その政策立案に当たっては、若者の意向を組み入れながら、当事者間の利害調整ばかりでなく、利害当事者を超えた国民の納得に基づく合意形成に向けた努力が不可避であり、その役割を担う政治への信頼が不可欠といえるだろう。(井出 久章)